

鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定
公募型プロポーザル 実施要領

令和2年8月

鳴門市

目次

1. 目的	1
2. 事業の概要	1
(1) 事業名	1
(2) 発注者	1
(3) 工事場所	1
(4) 整備対象施設	2
(5) 対象業務	2
(6) 要求水準	2
(7) 履行期間	2
(8) 提案上限価格	2
3. 事務局	2
4. 参加資格	3
(1) 参加者の構成等	3
(2) 参加者に共通する参加資格	3
(3) 業務別の参加資格	4
(4) 実施体制	6
(5) 再委託	8
5. 日程	8
(1) 公告、現地確認、参加表明等の日程	8
(2) VE項目対話の日程	8
(3) 技術提案書の提出、評価等日程	9
(4) 契約締結等日程	9
6. 実施要領等の交付	9
(1) 本市ウェブサイト掲載資料	9
(2) 電子データによる提供資料	9
(3) 電子データの提供期間	9
(4) 電子データの提供方法	10
7. 現地確認	10
(1) 申込期間	10
(2) 申込方法	10
(3) 現地確認日時の連絡	10
8. 質疑の受付及び回答	10
(1) 提出方法等	10

(2) 参加表明に関する質疑	10
(3) 参加表明以外に関する質疑	10
9. 参加表明書の作成及び提出方法	11
(1) 提出方法等	11
(2) 提出期間	11
(3) 提出書類	11
(4) 参加資格確認結果の通知	11
(5) 参加表明の秘匿	12
10. VE項目対話申込書等の作成及び提出方法	12
(1) VE項目対話申込に係る提案範囲	12
(2) 提出方法等	12
(3) 提出期間	12
(4) 提出書類	12
(5) 対話の実施日等	13
(6) 対話結果の通知及び公開	13
(7) VE項目に関する再対話	13
11. 技術提案書の作成及び提出方法	13
(1) 提出方法等	13
(2) 提出期間	13
(3) 提出書類	13
(4) 作成の留意事項	14
12. 評価の実施及び結果の通知	16
(1) 委員会の設置	16
(2) 実績・体制評価	16
(3) 技術提案評価、プレゼンテーション評価（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング）	16
(4) 提案価格評価	17
(5) 最優秀提案者及び次点提案者の決定	17
13. 契約に関する事項	18
(1) 契約の締結	18
(2) 契約の成立	18
(3) 契約金額と契約代金内訳書の提出	18
(4) 技術提案内容	18
(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等	19
14. 参加者の失格	19
15. 技術提案書不履行に関する措置	19

16.	プロポーザルの中止	20
17.	留意事項	20

1. 目的

鳴門市（以下「本市」という。）の現本庁舎は、老朽化が進み、狭隘化や庁舎施設の分散、防災拠点機能の不足、バリアフリー化への対応などの課題を抱え、また、南海トラフ地震の津波避難対策特別強化地域にあり、耐震性能も不足していることから、防災・災害対策機能の強化はもとより、各種課題の解決に向けた早急な対応が急務となっています。

こうしたことから、本市では、鳴門市新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）に係る方針や導入機能、実施手法等の基本的な事項をまとめた「鳴門市新庁舎建設基本計画」を平成31年1月に策定しました。基本計画では、「市民の生活を支える」という従来の市役所庁舎の位置づけを堅持しつつ、今後半世紀以上、この地にあって、市民とともに歩む公共建築として市民に親しまれ、市民の絆をはぐくむ「つながりの拠点」となるとともに、防災災害対応の最前線の対応拠点となる新庁舎の整備を目指しており、次のような基本理念及び基本方針を設定しています。

基本理念：市民の安全安心をまもり、絆をはぐくむ鳴門らしい庁舎

基本方針：(1) 誰もが利用しやすく、質の高い市民サービスを提供する庁舎

(2) 防災拠点にふさわしい、安全安心な庁舎

(3) 市民がつどい、親しまれる庁舎

(4) 経済的で将来の変化に対応できる庁舎

(5) 環境にやさしく、周辺環境と調和した庁舎

これらの方向性を具現化するものとして、基本的な平面計画・構造計画・設備計画等をまとめた「鳴門市新庁舎建設基本設計」の策定を本年5月に策定しました。

また、本事業は、「実施設計以降一括発注方式」を採用するものとし、国の財政支援（市町村役場機能緊急保全事業）を活用するため、令和2年度内に実施設計に着手することを必須としているほか、地域経済、地元施工者の技術力向上に貢献・寄与することを目指しています。

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」）は、基本設計等に示された要件を十分に咀嚼し、市民の期待に応えられる、高度な専門知識と技術力・デザイン力を備えた意欲と熱意に溢れる本事業の実設計施工者を選定するにあたり、広く技術提案を求め、その提案内容のほか、実績・能力・適性・価格等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するため実施するものであり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項について、本実施要領（以下「本要領」という。）に定めるものです。

2. 事業の概要

(1) 事業名

鳴門市新庁舎整備事業

(2) 発注者

鳴門市

(3) 事業場所

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

(4) 整備対象施設

市庁舎等の建設工事
他施設の概要等は鳴門市新庁舎整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）を参照ください。

(5) 対象業務

本事業の対象業務は、次表の「●」が記されている業務です。「—」が記されている業務は、別に発注する予定です。

対象施設	現市民会館等解体	新庁舎建設	付属棟 公用車駐車場等	I期外構 新庁舎周囲	現庁舎等 解体	II期外構 現庁舎跡地等
実施設計業務 (申請業務等を含む)	—	●	●	●	—	●
施工業務	—	●	●	●	—	—
工事監理業務	—	●	●	●	—	—

・実施設計業務には、設計のための事前調査等を含みます。

(6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、要求水準書のとおりです。

(7) 履行期間

契約締結日の翌日（鳴門市議会の議決日の翌日：令和3年2月予定）から令和5年11月30日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えありません。

(8) 提案上限価格

本業務に係る提案上限価格は、以下のとおりとする。

提案上限価格： 5,984,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、上限価格を超えた提案は、失格とします。

3. 事務局

鳴門市 企画総務部 特定事業推進課

所在地 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

電話 088-684-1261 FAX 088-684-1336

E-mail tokutei@city.naruto.i-tokushima.jp

URL <https://www.city.naruto.tokushima.jp/>

担当者 櫻木、小川、藤田

※ 本事業の設計施工者選定に係るコンストラクションマネジメント業務を、明豊ファシリティワークス株式会社（以下「CMR」という。）に委託しています。本プロポーザルに関し、本市からの指示に基づいてCMRから依頼等が行われた場合は、これを本市によるものとして対応してください。

4. 参加資格

(1) 参加者の構成等

- ア 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とします。ただし、参加者は「(2) 参加者に共通する参加資格」及び「(3) 業務別の参加資格」に掲げる要件を満たしている必要があります。
- ① 単独企業
 - ② JVでの参加の場合、本業務を行う者の2社以上（以下「構成員」という。）によって構成されたJVもしくは、設計業務を行う者を加えた2社以上によって構成されたJVとします。
 - ③ 同一企業が「単独企業」、「JVの構成員」として本プロポーザルに参加しないこととします。
 - ④ JVの構成員の制限として、鳴門市新庁舎整備事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、JVの構成員数は3社以内、各構成員の出資比率は、2社の場合35%以上、3社の場合25%以上とし、ただし、設計事務所の最低出資比率と構成員の制限は設けないこととします。また、JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、最大出資比率の構成員とします。

(2) 参加者に共通する参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者としてします。
- イ 本市の令和2年度建設工事入札参加資格業者名簿のうち、建築一式工事に登録された者であること。ただし、JVの場合、代表構成員が登録されていることとします。
- ウ 参加表明書提出の日から本契約締結までの期間に、鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく、入札参加資格停止措置の対象となっていない者としてします。
- エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこととします。
- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
 - ④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
 - ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者。
- オ 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑥のいずれにも該当する者でないこととします。
- ① 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下

「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- ② 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

カ オ①から⑥までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

キ 本事業における業務の開始時点で、本要領「4.(4)実施体制ア」に示す資格を有する者を統括責任者、及び「4.(4)実施体制ウ」に示す実績を有する者をコスト管理責任者として配置できること。但し、参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表構成員と前記の雇用関係にある者に限る。

ク 鳴門市新庁舎建設工事設計・施工者選定CM(コンストラクション・マネジメント)業務の受託者である明豊ファシリティワークス株式会社と資本・人事面において関連がないこと。

(3) 業務別の参加資格

ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ② 平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げるa、bの要件を満たす建築物の実設計業務を元請(JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。この場合、両方の要件を満たす単一の建築物における実績がある場合でも、いずれか一方の要件を満たす建築物における実績がそれぞれある場合でも可とする。
 - a 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四 業務施設 第2類に該当し、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四 業務施設 第2類以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が5,000㎡以上の場合に限る。)
 - b 構造性能評価を受け大臣認定を取得した延べ面積5,000㎡以上の免震構造の建築物の新築、改築

なお、設計・施工分離方式で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された

設計業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者となったものに限る。）も実績として認める。

- ③ 設計業務の開始時点で、「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者を設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表構成員・構成員のいずれか（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者に限る。）と前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

イ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 参加者は、平成17年度以降に日本国内で完成・引き渡し完了した、次に掲げるa、bの要件を満たす建築物の施工を元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。この場合、両方の要件を満たす単一の建築物における実績がある場合でも、いずれか一方の要件を満たす建築物における実績がそれぞれある場合でも可とする。
- a 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四 業務施設 第2類に該当し、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四 業務施設 第2類以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が5,000㎡以上の場合に限る。）
- b 構造性能評価を受け大臣認定を取得した延べ面積5,000㎡以上の免震構造の建築物の新築、改築
- ③ 施工業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表構成員・構成員のいずれかと前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

ウ 監理業務に係る要件

監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ② 平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げるa、bの要件を満たす建築物の監理業務を元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。この場合、両方の要件を満たす単一の建築物における実績がある場合でも、いずれか一方の要件を満たす建築物における実績がそれぞれある場合でも可とする。

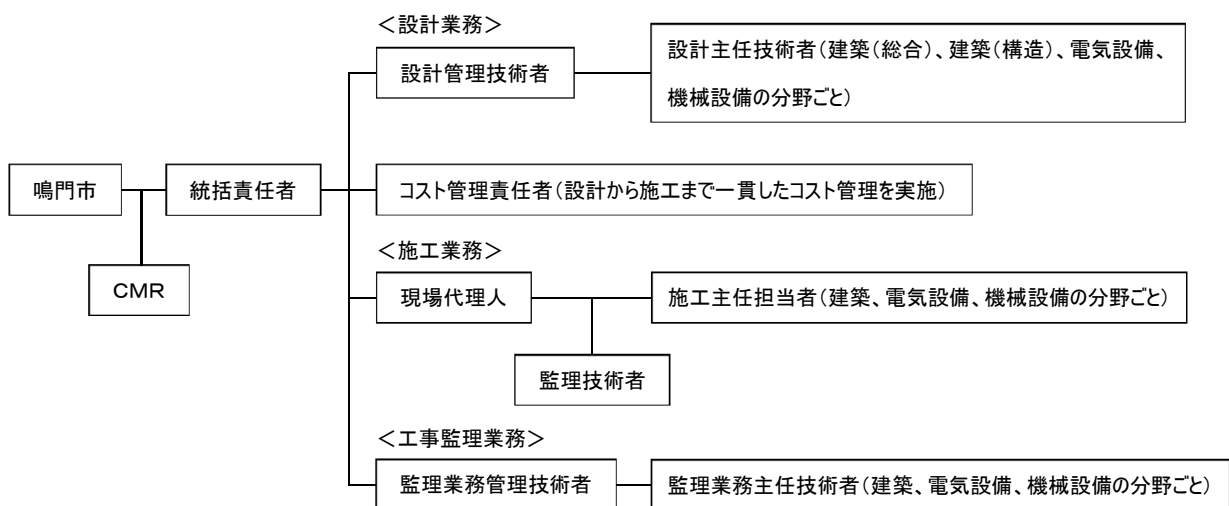
- a 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四 業務施設 第2類に該当し、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四 業務施設 第2類以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が5,000㎡以上の場合に限る。）
- b 構造性能評価を受け大臣認定を取得した延べ面積5,000㎡以上の免震構造の建築物の新築、改築

なお、設計・施工分離方式で発注された監理業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された監理業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、監理業務者が2者以上の場合は、主たる監理業務者となったものに限る。）も実績として認める。

- ③ 監理業務の開始時点で、「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者を監理業務管理技術者及び建築に係る監理業務主任技術者（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表構成員・構成員のいずれか（ただし、監理業務者が2者以上の場合は、主たる監理業務者に限る。）と前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

（4）実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとします。



- ・ 統括責任者と現場代理人の兼任は、認めるものとします。
- ・ 設計管理技術者と設計主任技術者（建築（総合））の兼任は認めるものとします。
- ・ コスト管理責任者と統括責任者（又は設計管理技術者、又は現場代理人）の兼任は認めるものとします。
- ・ 監理技術者と施工主任担当者（建築）の兼任は、認めるものとします。
- ・ 監理業務管理技術者と監理業務主任技術者（建築）の兼任は、認めるものとします。

※ 3つ以上の兼任は不可とします。

※各業務の履行確認や品質確保については、CMRによる中立的な確認を実施することとし、CMRから指示等があった場合は、これを本市によるものとして対応してください。

- ・各配置予定技術者等は、次のア～カに掲げる資格や実績を有することとし、参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。ただし、次のイ②～④及びキ②～③の資格を有する者については、前記の雇用関係は求めないこととします。

ア 統括責任者

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

イ 設計管理技術者及び各設計主任技術者

① 設計管理技術者及び建築（総合）設計主任技術者は、一級建築士資格を有すること。

② 建築（構造）設計主任技術者は、構造設計一級建築士資格を有すること。

③ 電気設備設計主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

④ 機械設備設計主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

※電気設備設計主任技術者及び機械設備設計主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

ウ コスト管理責任者

国又は地方公共団体等が発注する工事で、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築の現場代理人経験を有すること。

※国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事

○「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

エ 現場代理人

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

オ 監理技術者

① 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習終了証を有するものであること。

② 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

カ 施工主任担当者

① 建築施工主任担当者は、1級建築施工管理技士資格を有すること。

② 電気設備施工主任担当者は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。

③ 機械設備施工主任担当者は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。

キ 監理業務管理技術者及び各監理業務主任技術者

① 監理業務管理技術者及び建築監理業務主任技術者は、一級建築士資格を有すること。

② 電気設備監理業務主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

③ 機械設備監理業務主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

※電気設備監理業務主任技術者及び機械設備監理業務主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

(5) 再委託

参加者は、設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者が行わなければならない業務を除く設計業務について、本市の承諾を得て再委託することができます。ただし、この再委託先は、「(2) 参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を全て満たす者とします（ただし、イとキを除く）。

5. 日程

受付時間は、市の休日（鳴門市の休日を定める条例（平成元年鳴門市条例第39号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(1) 公告、現地確認、参加表明等の日程

区分	内容	日程
ア	本プロポーザルの公告日	令和2年8月4日（火）
イ	現地確認の申込期間	公告日から 令和2年8月24日（月）午後5時まで
	現地確認期間	令和2年8月5日（水）から 令和2年8月25日（火）まで
ウ	参加表明に関する質疑の受付期間	公告日から 令和2年8月18日（火）午後5時まで
	参加表明以外に関する質疑の受付期間	公告日から 令和2年8月27日（木）午後5時まで
エ	参加表明に関する質疑への回答	令和2年8月26日（水）
	参加表明以外に関する質疑への回答	令和2年9月11日（金）
オ	参加表明書の提出期間	令和2年9月8日（火）午前10時から 令和2年9月15日（火）午後5時まで
カ	参加資格確認結果及び受付番号の通知	令和2年9月23日（水） 予定

(2) VE項目対話の日程

区分	内容	日程
ア	VE項目対話申込書の受付期間	令和2年9月24日（木）午前10時から 令和2年9月30日（水）午後5時まで
イ	VE項目に対する対話の実施	令和2年10月7日（水）から

		令和2年10月9日（金）まで
ウ	VE項目に対する結果の通知	令和2年10月15日（木）予定

(3) 技術提案書の提出、評価等日程

区分	内容	日程
ア	技術提案書の提出期間	令和2年12月3日（木）午前10時から 令和2年12月10日（木）午後5時まで
イ	プレゼンテーション開催の通知	令和2年12月中旬予定
ウ	技術提案評価、プレゼンテーション評価 実施日（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和3年1月13日（水）予定
エ	選定結果の通知	令和3年1月下旬予定

(4) 契約締結等日程

区分	内容	日程
ア	評価結果の公表	令和3年1月下旬予定
イ	仮契約締結	令和3年2月上旬予定
ウ	本契約締結（鳴門市議会の議決により）	令和3年2月予定

6. 実施要領等の交付

(1) 本市ウェブサイト掲載資料

- ア 鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル実施要領
- イ 鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル様式集
- ウ 鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）
- エ 鳴門市新庁舎整備事業 要求水準書
- オ 設計・施工仮契約書（案）

(2) 電子データによる提供資料

- ア 鳴門市新庁舎建設工事 基本設計図書のうち 基本設計書
- イ 鳴門市新庁舎建設工事 基本設計図書のうち 基本設計図
- ウ 鳴門市新庁舎建設工事 参考図
- エ 既存施設竣工図等
- オ 参考資料（測量報告書、地質調査業務委託報告書、模擬地震波作成業務報告書）

(3) 電子データの提供期間

公告日から令和2年9月15日（火）午後5時まで

(4) 電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてCD-Rを配付します。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書【様式1】を提出してください。

※配付資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。配付されたCD-Rは、情報漏洩のないように適切に廃棄してください。

7. 現地確認

(1) 申込期間

公告日から令和2年8月24日(月)午後5時まで

(2) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書【様式2】を事務局宛に電子メール又はFAXで提出してください。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。

(3) 現地確認日時の連絡

事務局が日程を調整し、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡します。現地確認は、令和2年8月5日(水)から令和2年8月25日(火)の間で実施します。

8. 質疑の受付及び回答

(1) 提出方法等

ア 質疑書【様式3】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本要領「3. 事務局」のメールアドレスに送信してください。誤送信等のトラブルの責任は持てませんので、十分注意してください。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行ってください。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受け付けません。

イ 回答はとりまとめのうえ、本市ウェブサイトに掲載します。なお、質疑回答書は、本要領及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとします。

(2) 参加表明に関する質疑

ア 質疑受付期間

公告日から令和2年8月18日(火)午後5時まで

イ 回答日

令和2年8月26日(水)

ウ その他

電子メールにおける表題は、【鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル 参加表明に関する質疑書】とします。

(3) 参加表明以外に関する質疑

ア 質疑受付期間

公告日から令和2年8月27日（木）午後5時まで

イ 回答日

令和2年9月11日（金）

ウ その他

電子メールにおける表題は、【鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル 参加表明以外に関する質疑書】とします。

9. 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出してください。なお、JVでの参加の場合、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うものとします。

(1) 提出方法等

ア 事務局まで持参してください。

提出については、市の休日を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の時間帯で受領します。

イ 各書類は様式リストに示された指定様式で作成してください。

ウ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じしてください。

エ CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出してください。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出してください。

(2) 提出期間

令和2年9月8日（火）午前10時から令和2年9月15日（火）午後5時まで

(3) 提出書類

ア 参加表明書【様式4-1】	1部
イ 参加資格確認書【様式4-2】	1部
ウ 法人等概要書【様式4-3】	1部
エ 特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届【様式5】	1部
オ 参加資格に関する実績を確認できる資料	1部
カ 法人の登記事項証明書（JV構成員を含む）	1部
キ ア～カまでの電子データ（CD-R）	2部

(4) 参加資格確認結果の通知

参加者が、本要領「4. 参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和2年9月23日（水）までに書面を郵送して通知します。併せて参加資格を満たしている参加者には、受付番号を通知しますので、以後の提出書類の受付番号記入欄に当該

番号を記入してください。

(5) 参加表明の秘匿

以降の評価（プレゼンテーション評価除く）は全て匿名で行いますので、匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、技術提案評価の結果公表まで一切行わないでください。

10. VE 項目対話申込書等の作成及び提出方法

本プロポーザルにおける VE（Value Engineering）とは、要求水準書、基本設計図書等に対し、参加者が保有する固有技術や構法、工法等により、要求品質・機能を低下させずに工事費を低減できる手段、又は要求品質・機能を向上させるが工事費を上げない手段のこととします。

このうち、本プロポーザルでは、要求品質・機能を低下させずに工事費を低減できる手段について、VE 項目の提案を行うことができることとし、参加者と事務局で VE 項目を対話した後に、VE 項目ごとに提案価格見積に反映することの可否の判断を受けることができる。

本市は、VE 提案項目の可否を参加者に通知し、「可」とされた VE 項目に関しては、参加者はその効果（工事費縮減等）を反映した提案価格見積を提出することができる。（「可」と通知された項目を、提案価格見積に反映するかどうかは、参加者の判断による。提案価格評価は、この VE 提案を反映した提案価格にて評価します。）

なお、工事費を上げずに要求品質・機能を向上させる手段、または、工事費の上昇を伴う要求品質・機能を向上させる手段、及び工期短縮を図る手段については、VE 提案を経ずに技術提案書にて提案することができるものとします。

また、VE 対話項目の対象としていない前段落に掲げる手段について、要求水準との適合関係判定等への疑義を解消することを目的とした付属項目の対話を VE 対話時に併せて受け付けることとします。（付属項目の対話の有無は参加者の任意であり、また技術提案書への反映の条件となるものではありません）

(1) VE 項目対話申込に係る提案範囲

VE 項目対話により変更を提案することができる範囲は、本要領「2. (5) 対象業務」の範囲内に限るものとし、要求水準書の内容を低下させる提案は認めません。なお、対話を行わない VE 項目の採用は認めません。

(2) 提出方法等

本要領「9. (1) 提出方法等」を参照してください。

(3) 提出期間

令和2年9月24日（木）午前10時から令和2年9月30日（水）午後5時まで

(4) 提出書類

ア VE 項目対話申込書【様式6-1】 1部

イ	VE項目一覧【様式6-2】	1部
ウ	VE項目添付資料【様式6-3】	1部
エ	VE項目以外の付属項目資料【様式6-4】	1部
オ	ア～エまでの電子データ（CD-R）	1部

(5) 対話の実施日等

ア 実施日

令和2年10月7日（水）から令和2年10月9日（金）予定

イ 会場等

会場、実施時間は別途通知します。

ウ その他

この対話はVE提案提出者と事務局により対面形式で行います。

(6) 対話結果の通知及び公開

対話結果は、令和2年10月15日（木）に電子メールで当該VE項目の提出者に対してのみ通知します。ただし、対話結果のうち、事務局が全ての参加者に開示すべきと判断した項目は、当該VE項目の提出者から承諾を得たうえで、参加者全員に対して事務局ウェブサイトにて公開します。また、VE項目以外の付属項目については、公開しません。

(7) VE項目に関する再対話

対話での確認作業などにより、事務局あるいは参加者において、更なる検討を要することとなった場合については、事務局と参加者双方の合意により、対話実施日から1週間以内を目安に再度、対話を行う場合があります。

1.1. 技術提案書の作成及び提出方法

(1) 提出方法等

本要領「9.（1）提出方法等」を参照してください。

(2) 提出期間

令和2年12月3日（木）午前10時から令和2年12月10日（木）午後5時まで

(3) 提出書類

ア	技術提案書【様式7-1】	1部
イ	提案価格見積書【様式7-2, 7-3, 7-4】	1部
ウ	実績・体制評価に係る提案書【様式7-5】	2部
エ	VE項目一覧・添付資料【様式7-6, 7-7】	2部
オ	技術提案評価に係る提案書【様式7-8, 7-9】	10部
カ	特定建設工事共同企業体協定書（案）【様式7-10】	1部
キ	ア、ウ～カまでの電子データ（CD-R）	2部

ク イの電子データ（CD-R）

2部

ケ オ 技術提案評価に係る提案書に使用したイメージ図や図面等の明瞭な画像データ（CD-R） 1部

※イとクは同封し代表印による封印をして提出してください。

（4）作成の留意事項

ア 技術提案書は、要求水準書や基本設計図書に示す機能等を満たす基準を基本に作成してください。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成してください。

イ 技術提案書は、確実に実施できる内容としてください。契約後、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、本要領「15. 技術提案書不履行に関する措置」に記載している違約金等を請求する場合があります。

ウ VE項目対話において本市が「可」と判断した内容については、基本設計図書に示された内容を変更したうえで技術提案書に盛り込むことができます。なお、「可」とされた項目であっても参加者の判断で盛り込まないことも可能です。

エ 技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めません。ただし、病休、死亡、事故、退職等、止むを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本市が認める者を配置してください。

オ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、最優秀提案者として選定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために最優秀提案者と協議のうえ、公表する場合があります。

カ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします。

キ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、鳴門市情報公開条例（平成13年条例第34号）に基づき公開する場合があります。

ク 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届【様式8】を提出してください。

ケ 体裁及び書式

- ① 用紙の余白は、左右、最低20mm以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。
- ② 「技術提案書【様式7-1】」は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出してください。
- ③ 「提案価格見積書【様式7-2, 7-3, 7-4】」及びその電子データを格納したCD-Rは、「鳴門市新庁舎整備事業 提案価格見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、参加者名（JVの場合は代表構成員名）の代表印で封印してください。
- ④ 匿名による評価を行うため、「VE項目一覧・添付資料【様式7-6, 7-7】」と「技術提案評価に係る提案書【様式7-8, 7-9】」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合があります。

- ⑤ 「技術提案評価に係る提案書【様式7-8, 7-9】」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）としてください。
- ⑥ 「技術提案評価に係る提案書【様式7-8, 7-9】」は、次の提案項目に沿って記載してください。

- A. 業務全般【様式7-9×2枚】
- ア) 業務実施体制に関する提案
 - イ) 品質・コスト・工程管理の体制と手法の提案
 - ウ) 市民への情報公開
 - エ) 地域振興・地域経済への貢献の提案
 - ・共同企業体における市内施工業者の出資比率
 - ・1次下請けにおける市内施工業者への発注金額の提案価格に対する比率 ※1
 - ・市内発注額の提案価格に対する比率 ※1
- B. 設計業務【様式7-9×6枚】
- ア) 外観・構内動線・駐車場駐輪場・施設配置
 - イ) 構造・平面・内観
 - ウ) 防災・安全性等
 - エ) 市民交流・賑わい
 - オ) 環境・設備・維持管理等
- C. 施工業務【様式7-9×2枚】
- ア) 環境特性に配慮した施工計画等の提案
 - イ) 施工段階での品質・工程・リスク管理の手法
 - ウ) アフターフォロー・維持管理への提案
- D. 工事監理業務【上記C. 施工業務に含む】
- ア) 工事監理業務に関する提案

※1 「1次下請けにおける市内施工業者（鳴門市に主たる営業所を有する者）への発注金額の提案価格に対する比率」と「市内発注額の提案価格に対する比率」について記入してください。但し、発注額及び提案金額は記入しないこと。

なお、実績金額を工事段階で契約書、領収書等により確認しますので、確実に履行可能な金額で提案してください。達成できない場合（契約書、領収書等で確認ができない場合も含む）は、本要領「15. 技術提案書不履行に関する措置」を参照ください。

- ① 1次下請けにおける市内施工業者への発注金額の提案価格に対する比率
元請から1次下請となる市内施工業者（鳴門市に主たる営業所を有する者）に発注

した金額を算出対象範囲とします。

② 市内発注額の提案価格に対する比率

本提案に係る市内発注額とは次に掲げるものを合計とした金額とする。

a. 元請け企業から直接市内業者に発注する、資材調達や宿泊費等の金額

b. 2次下請以降の市内施工業者への発注金額（但し、1次下請けの市内施工業者から直接、あるいは経由して発注されたものは含まない。）

1.2. 評価の実施及び結果の通知

(1) 鳴門市新庁舎建設事業設計・施工者選定委員会の設置

本プロポーザルにおける最優秀提案者及び次点提案者の決定は、学識経験者等で構成する鳴門市新庁舎建設事業設計・施工者選定委員会（以下「委員会」という。）において、評価基準に基づき行い、市が委員会からの最優秀提案者の決定を踏まえ、優先交渉権者を選定します。

委員会は非公開で開催し、詳細な運営内容（委員会の会議録、各委員の採点表など）については非公開としますが、経過や検討状況の過程について、最優秀提案者の決定後、講評をとりまとめて公開します。

なお、評価の公平性を期すため、各委員、各委員の三親等以内の親族、又は各委員が主催する営利団体に属する者が、参加者又は参加者の構成員の役員等である場合は、本プロポーザルの評価に加わらないこととします。

委員名簿

No.	委員会役職	氏名	所属団体等名称及び役職
1	委員長	松隈 洋	京都工芸繊維大学 美術工芸資料館 教授
2	副委員長	坂東 幸輔	京都市立芸術大学 准教授
3	委員	柳 忠和	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 副所長
4	委員	佐藤 一之	徳島県 県土整備部 営繕課 副課長
5	委員	谷 重幸	鳴門市 副市長
6	委員	小泉 憲司	鳴門市 政策監
7	委員	宮田 耕志	鳴門市 危機管理局 局長

(2) 実績・体制評価

評価基準に基づき事務局にて実績・体制の定量評価を行い、委員会に報告します。

(3) 技術提案評価、プレゼンテーション評価（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング）

プレゼンテーションは、各委員が評価基準に基づき評価します。

ア 実施日及び会場

令和3年1月13日（水）予定、会場未定

※悪天候などで開催できない場合は、令和3年1月15日（金）を予定しております。

※実施日及び会場については、令和2年12月中旬を目途に技術提案評価、プレゼンテーシ

ョン評価の対象者に通知します。

※プレゼンテーションの順番については、参加表明書提出の際に受付順に実施する受付番号抽選の昇順とします。

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、配置予定技術者の中からパソコン操作者を含めて7名以内とします。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括責任者、設計管理技術者、コスト管理責任者、現場代理人、監理技術者は必ず出席してください。また、技術提案書の内容に精通する者の出席にもご配慮ください。

プレゼンテーションに出席が必須とされている説明者が、自然災害等の不測の事態が発生するなど特別な事情により出席できない場合の取扱については、別途委員会にて協議します。

ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、25分とします。その後、各委員からのヒアリングを25分程度行う予定です。

エ その他

- ① プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めません。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う予定です。
- ③ プレゼンテーションは企業名を公表して評価します。
- ④ プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とします。
- ⑤ プロジェクター（機器の内容は後日通知）とスクリーンは、本市で準備しますが、パソコン等は持参してください。

(4) 提案価格評価

技術提案の評価点確定後、提案価格見積書を開封し、評価基準に基づき事務局にて提案価格評価点を算定後、委員会に報告します。

(5) 最優秀提案者及び次点提案者の決定

ア 評価の実施

委員会を開催し、実績・体制評価・技術提案評価・プレゼンテーション評価・提案価格評価の評価点を加えた合計評価点により、最優秀提案者のほか、次点提案者を決定します。決定後、市が優先交渉権者、次点交渉権者を選定します。

イ 評価結果の通知等

- ① 評価結果は、技術提案評価、プレゼンテーション評価の参加者全員に対して、令和3年1月下旬予定を目途に書面を郵送して通知します。また、最優秀提案者に対しては、契約手続きの方法等について連絡します。
- ② 技術提案評価、プレゼンテーション評価の結果については、企業名や評価点等を含め、本市のウェブサイト上で公表する予定です。また、最優秀提案者は、提案イメージ図等

も公表します。

ウ その他

- ① 評価途中で参加者に関する情報は、一切公表しません。
- ② 本市ウェブサイトで公表する評価結果以外の評価に関する内容についての問合せは、受け付けません。
- ③ 評価結果に対する異議申し立ては、受け付けません。

1 3. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市が選定した優先交渉権者と契約交渉を行います。次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行いません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合

イ 鳴門市から入札参加資格停止措置を受けることとなった場合

ウ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合

エ 技術提案書の無効が判明した場合

オ その他本要領に違反した場合

(2) 契約の成立

ア 優先交渉権者は、発注者と協議、見積り合わせを行い、仮契約を締結します。

イ 協議、見積りに合意できなければ、次点交渉権者と見積り合わせを行い、仮契約を締結しません。

ウ 本工事の仮契約は、鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第24号）第2条の規定に基づき、鳴門市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。

(3) 契約金額と契約代金内訳書の提出

ア 契約金額は原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とします。

イ 選定結果通知後、1週間以内に提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとします。

ウ 仮契約締結前に建設業退職金共済組合の掛金収納書及び任意労災加入証明書を発注者に提出するものとします。

(4) 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ア 評価項目に基づく審査の扱い

原則として、優先交渉権者となった提案者の提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、提案者は提案内容に拘束されるが、市は、提案者との間で協議のうえ、諸事情を考慮

し、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、提案者は市の決定に拘束されることに留意すること。

イ 委員会の意見の扱い

委員会においては、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、請負契約の締結の段階で、委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、提案者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

参加者によるプレゼンテーション、委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

1 4. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア 参加者が、本要領「4. 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合

ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合

エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合

オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合

カ プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く）

キ 本プロポーザルに関し、委員会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合

ク その他委員会が失格と認めた場合

1 5. 技術提案書不履行に関する措置

受注者は、技術提案書に記載された内容等に基づき、責任を持って履行するものとします。また、履行状況については、設計中、施工中及び施工完了時に本市と受注者間で確認します。

なお、技術提案書に記載した事項を達成することが困難と認められる場合、代替え案等について本市と受注者間で協議を行いますが、本市の承認が得られない場合は、違約金又は損害賠償請求などの措置を行うことがあります。また、技術提案書に記載された内容は、契約後、本市と十分に協議して進めることとし、その結果、その提案が採用されないこともあり得ます。

技術提案書の業務全般の(エ) 地域振興・地域経済への貢献の提案に示された「提案価格」の提案が、受注者の責に帰すべき事由により履行できなかつた場合、受注者が発注者に支払う違約金の額の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

$$\text{違約金 (税抜き)} = \text{契約金額 (税抜き)} \times \left(1 - \frac{\text{履行できなかつた場合の評価点}}{\text{審査時の提案に基づく評価点}} \right)$$

16. プロポーザルの中止

自然災害等の止むを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできません。

17. 留意事項

本プロポーザルの実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。また、提出された書類の訂正、追記、返却は認めません。また、要求する内容以外の書類や図面等は、受理しません。本プロポーザル及び本業務において作成される資料、成果物等は、本業務の目的の範囲内においてCMRに提供するものとします。

(参考) 本プロポーザルの流れ

